

## 立教中学校学校市制に関する一考察（二）

田中智子

### はじめに

筆者は第一〇号において、戦前戦後を通じ立教中学校の「学校自治体」として機能してきた、学校市制定の背景、原型、および学内外からの評価について述べた<sup>①</sup>。学校市制は一九二六年に始まり、戦時期の中断を経て四六年に復活し、その後五七年に生徒委員会に改組されるまで続いている。このうち、戦前期の学校市制については、議事録「学校市諸記録」からある程度動向を知ることが可能であるが、四六年の復活以降のことについては、議事録等は現存しておらず、改組の過程や議事内容など不明な部分が多い。

戦後の学校市制については、立教中学校校友会誌『い

しずえ』所載の伊藤俊太郎の論考<sup>②</sup>が最も詳しい。伊藤は戦後の学校市制について「風紀部・衛生部といった執行機関がなくなり、区会・市会は単なる下意上達の伝達機関であり議決機関であるにとどまった」としており<sup>③</sup>、しばしば制度の手直しがなされた後生徒委員会に改組されたとしているが、その組織再編の過程については詳細には述べられていない。そこで本稿においては、立教中学校「職員会議録」<sup>④</sup>等の資料を用いながら、これらの論考の再検討をするとともに、学校市制が生徒委員会に改組されるまでの組織再編の過程およびその背景について、可能な限り明らかにしていく。

## (1) 学校市制復活時の組織

第一〇号で述べた通り、学校市制は生徒・教職員一体の「学校自治体」であり、設立当初の組織は区会・市会・参事会といった議決機関と、風紀部・衛生部・設備部といった執行機関から成っていた<sup>5)</sup>。その後戦時中の学校報国団設立に伴い、一九四一年六月に一旦解散しているものの、戦後四六年九月に復活している。「学校市諸記録」によれば、戦後第一回の参事会及び市会においては、生活部・衛生部・設備部の主事(部長/顧問の教師)が出席している<sup>6)</sup>。戦前の組織と比較すると、風紀部が生活部となっている以外は、執行機関は旧に復するかたちとなっていることがわかる。さらに四八年の参事会の記録を見ると、「社会生活部(小林氏)設備部(露木氏)衛生部(高橋吳氏)ヨリ夫々挨拶アリ」となっている。「立教新聞」の記事によれば、この社会生活部は「学校内外の学生の風紀を定める使命を持つてゐる」たようである<sup>7)</sup>。このことから、戦後の学校市制における執行機関は、戦前の風紀部が戦後、生活部・社会生活部と名称を変更したのみで、その組織・活動内容自体には大きな変更はなかったと考えられる。

議決機関についても、区会・市会・参事会の組織はそのまま戦後に引き継がれている。区会とは各クラスの生

徒から一五名ずつが選出されて組織されるものであり、市会は区会議員中得票上位者三名ずつによって構成されるものである。そして参事会は市長(校長)、区長・各部主事(いずれも教職員)および四・五年生の市会議員によって構成される。そこで討議される議題はまず区会に提出され、その後参事会・市会の順に通過していく仕組みになっていたが、戦後復活後の議決機関においては、「唯学校側から動議が提出される。その賛否が問はれると議員の大半が手を上げて可決する」という状態で、その活動は形骸化してしまっていたようである<sup>8)</sup>。

## (2) 一九四九年における市制改革の動き

そのような学校市制に対し、一九四九年に入ると改革の動きが見られるようになる。**【表】**に四九年から生徒委員会が成立する五六年までの立教中学校「職員会議録」における学校市制に関する記事を抜粋したが、それを見ると四九年の記録には「市制改革委員会」の文字がたびたび表れている。この「市制改革委員会」は教員のみのものであるようだが、同時に生徒である「市・区会議員をして考究せしめ」ており(四九年四月二二日付)、さらに「生徒が各クラスで色々ノ部ヲ設ケテ、実施シテナル、状況ヲ、シバラク見テカラ」教員の委員会を行う

としている(同年五月三〇日付)。

こうして各クラスで策定された学校市制改革案は次の通りである。

三年一・二・三組ハ従来ノ区会ノ三部制ヲ以テ運営シ、教師ハ、オヴサーヴァー位置、四組ハ区分ケヲ止メテ、交代制デ、三部制ヲ、ソノ儘生カシテ行フ。

二年一組 総務(庶務・会計)、文化(宗教・学習・新聞・図書)、体育(運動・衛星)、設備(掃除・美化)、風紀、ノ五部二分ケ、部長、委員ハ区会議員ノ中ヨリ選ビ、他ノ全員ハ部員トス。各部ガ立案・実行スルガ、決定シタ事ハ主任ノ採択ヲ経ル。尚、活躍シナイ部ハ除名スルト云フ約束。

二組 従来ノ三部制ヲ以テ運営、社会生活部ヲ強化シ、会計部ヲ新設ス。

三組 会計、宗教、美化、連絡、配給、出席、新聞ノ七部二分ケ、校友会各部ヨリ一名宛連絡係ヲ出ス。議長ヲ市会議員、区会議員中ヨリ選出シ、三名ノ書記ヲ置ク。校友会各部ヨリノ連絡係ノ活躍不十分ナ

リ。尚、クラスデ決定シタコトガ全校ニ関係アル時、何時モ実施スベキ機関ニ活躍ガナイノニ不満ノ意ヲ表シツツアリ。計画、風紀、会計、美化ノ四部二分ツ。

四組 各列毎ニ部員ヲ決定、部長ハ当分置カズニ、合議制トス。風紀・会計ノ両部ハ活躍十分ナレドモ計画・美化ハ未ダシ。尚、計画部ト各部トノ連絡強化ノ面ニ考慮スベキ点アリ。全員ノ意向トシテ、市・区会ハ従前通り存置シ、部ノ改廢ヲ行フベキデアルトノ主任ヘノ申達アリ。総務、整理、掃除、体育、向学、藝能、七部ニ全員ヲ分ケ状況ヲ観察中。

二年一組 文化、学習、親善、工作、体育、宗教、衛星、会計、八部ニ全員ヲ分ケ、部長、書記ヲ各部ニ一名宛配置ス。

三組 従来ノ三部制ニ準拠シ、主任ノ仕事ヲ減ラス。

四組 級長三名ガ中心ニナリ総ベテノ事ヲナス。

以上の案を見ると、執行機関である部を増やす方向で検討がなされているクラスもあるが、現状維持を望んで

いるクラスも多い。これを受け、「職員会議録」においては、「取敢エズ、第二学期ヨリ級代表ヲ市会ニ参加サシメ、区会ト交互ニ必ズ月一回ハ市会ヲ開イテ、学校全体トシテ行フベキ、各級ノ提案ヲ討検セシメ、併セテ、自治組織ヲ如何ニスベキカヲ考ヘシムルコトトス」として、二学期より本格的に学校市制改革について討議していく方向性を打ち出している<sup>90)</sup>。

その後の討議の様子について、同年の「職員会議録」には記述は見当たらないが、『立教新聞』に詳細が書かれている。九月二二日付の同新聞（第二二号）には以下のような記事が掲載されている。

市区会自治制度に関するその後の動きが、この程教職員会議において旧来の市区会制を暫定的に続ける事に決定された

即ち夏季休暇教職員会議においてこの改革問題に関する最後の決定を施すべく審議された結果、新自治体制の原案の不備、生徒の総意が明確でない事などを理由に第二学期当初は一応、旧来の市区会制を暫定的に行うことに決定した

しかし現制度を永久的に続行する意志は、教職員間においても更になく、今後の生徒総意を基盤にして永久性のある確定的な制度を決定したい旨の意向を

持っている、その要点は従来の非活動的な点をより実際にそくした組織を先生、生徒が新しく生み出すという点にある模様である。<sup>91)</sup>

以上のように、職員会議では二学期以降も従来の学校市制を継続することを決定しているが、それを恒久的に続ける意志はなく、「生徒総意を基盤にして永久性のある確定的な制度」を確立する意向を示している。

また、同日の別の記事において、小林保社会生活部長は以下のように述べている。

学校自治会の組織は全て生徒の手により運営されるのが望ましい、会長等も全て生徒の中から選出すべきである、しかし諸君らも所謂学生らしい行動のわくを外さぬ様に心がけて、学校の運営、教育方針等に関しては立入るべきでない、要するに全ての物事の本質をつかみ、その線にそって行動して欲しい

これらの記事を見る限りにおいては、立教中学校教員の間では、教職員が市長（会長）等の役員を務める学校市制を改め、全て生徒の手による生徒自治制度を「生徒総意を基盤として」確立させようとしていたように見える。しかしそれは、学校の運営や教育方針には立ち入ら

せない、という制約のついたものであった。  
その後、一〇月二〇日の同新聞（第二三号）においては、学校市制改革の進捗状況について以下のように記している。

二学期の頭初、職員あるいは生徒の間で論議の的となっていた市会制自治制度の改革問題は、その後多数の先生方のかげながらの努力の結果、将来を明らかに見通せる方向に進展しつつある。

即ち本紙第十三号（十二号の誤りか——筆者注）での報道直後、この改革問題に関する教職員会議を開催し、そこで慎重に討議された結果、その全責任を教職員数名によって運営されている重要問題審議小委員会に委託することに決定、同委員会ではそれに応じて毎週木曜放課後に集会を開き市区会制自治制度の検討、新自治体制の原案作成に従事している、現状では未だその成果を発表するまでには進展していないが委員の大部分の意向は現状の市区制を継続させその欠点（市会と学友会が相反した方向に進み、両存在が遊離的になっていることその他）に多少の改善を加える程度に落着かせたい模様で今後の成行が注目されている。<sup>12)</sup>

以上を見ると、前号においては「生徒の総意を基盤として」制度を確立するとなっていたものが、完全なる教師主導で改革案の審議が進められている。そしてその改革案の本身は、市会と学友会<sup>13)</sup>との関係性の改善等を除けば、現状維持の方向に進んでいたようである。

以上が一九四九年に起こった一連の学校市制改革の動向であるが、この時期に改革の動きが見られた背景としては、その前年に学制改革によって、旧制立教中学校が新制立教中学校および新制立教高等学校に分離したことがあげられる。<sup>14)</sup>伊藤（一九九〇）は、「新学制になって中学校が五年制から三年制に改まったので、生徒の指導力・実行力に大きな違いが見られた」と述べており、<sup>15)</sup>そうしたことが背景となって四九年に改革の動きが起こったのではないだろうか。

### （3）「生徒会」への改編の動き（一九五二年）

以上のように、一九四九年において盛り上がりを見せた学校市制改革の動向であったが、結果的に現状維持の方向に収束し、翌五〇年に入ると「職員会議録」にも『立教新聞』にも改革に関する記事は見られなくなる。しかし、一九五二年に入るとその動きは再燃し、「職員会議録」の中に「生徒会」という名称で登場するように

なる〔表〕参照)。五月一日付の記録によると、生徒会の下部組織として自治会（市会・区会）と学友会を位置付け、生徒会が生徒大会を開催するような組織案が出されている。また、六月一二日付の記録掲載の組織図では、市会・区会、学友会と並んで「評議員会」という組織名が表れている。

この背景にはその前年に改訂された学習指導要領の影響があると考えられる。この学習指導要領の改訂によって、中学校の特別教育活動の中にホームルーム・生徒会・クラブ活動・生徒集会が位置付けられた。それによると、生徒会設置の理由およびその性格は以下の通りである。

生徒会は、生徒を学校活動に参加させ、りっぱな公民となるための経験を生徒に与えるためにつくられるものである。生徒は、生徒会の活動によって、民主主義の原理を理解することができ、奉仕の精神や協同の精神を養い、さらに団体生活に必要な道徳を向上させることができるのである。生徒会は、全校の生徒が会員となるのであって、学校に籍を置くものは、そのまま皆会員となつて、会員の権利と義務および責任をもつことになるのである。

（中略）

生徒会が活動するためには、生徒代表から組織されている生徒評議会やそのなかに設けられるいくつかの委員会が必要である。生徒評議会やこれらの委員会は、いろいろな規則をつくつたり、これを実行する仕事を受け持つのである。全生徒はこれらの評議会や委員会を通じて、学校生活を改善するためのいろいろな問題の解決に参加するのである。<sup>(6)</sup>

「職員会議録」には「生徒会」や「評議員会」に関する趣旨説明が掲載されていないため、その詳細については不明であるが、以上のような学習指導要領の記述が少なからず影響しているのではないだろうか。

#### （4）生徒委員会へと改組（一九五六年）

以上のように、一九五二年の改革案においては、「生徒会」や「評議員会」を新たに設けることが提議された。その後再び改革の動きは途絶えてしまい、五四年に新たに校内風紀・美化を取り締まる週番制度<sup>(7)</sup>を設けた以外は特に改革の動きもなく、市会や区会も従来通りであったようである。しかし、五六年に入ると、学校市会を毎月一回必ず行うようにする、ホームルームに市会議員の議長・副議長を必ず置くなどの、具体的な改革がな

されるようになる(【表】参照)。

そして、一〇月二五日付の「職員会議録」には生徒部報告として、「各クラスのホームルーム以外に学年会をつくり、市会に代るものとして生徒会委員会を作る」ことが記されている。これについて伊藤(一九九〇)は、「この様に組織を改めてみたところで、戦後の新制度で一般に使われていた名称が昔ながらの市制の名称と重複して、(中略)組織の混乱は甚だしく」、「そこで、本校の自治組織をいかにして時代に即したものにして行くか、が生徒指導を目的とする教員組織『生徒部』の研究課題となり、その企画係担当の保田孝の手に委ねられた」と述べている<sup>18)</sup>。保田によつて示された原案は、次頁掲載の【図】<sup>19)</sup>の通りである。

これを見ると、ホームルームが学年会・生徒会の基盤となつており、学年会委員や生徒会委員も各ホームルームから選出されることとなつている。また、学年会・生徒会では、各ホームルームにおける生徒全員の話し合いによつて出された議案を討議することとなつた。従来の学校市制においても、前述の通り各クラスの代表として区会議員が選出され、議員同士の話し合いは行われていたものの、必ずしも各クラスの総意を反映したものでなかつた。ホームルームを基盤とした生徒会を作ることにより、五一年改訂学習指導要領に示された「全校の生

徒が会員とな」り、「会員の権利と義務および責任をもつ」生徒自治組織が出来上がったのである。

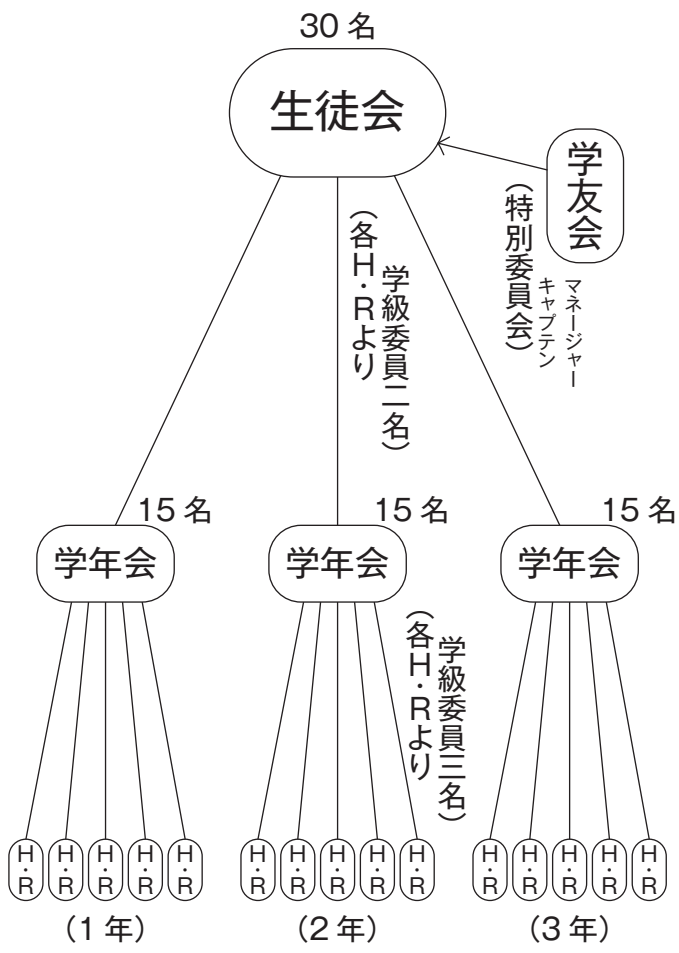
保田の原案はその後、生徒部や職員会議における審議を経て、生徒委員会制度として確立し、一九五七年五月に発足した。これに伴い、学校市制は発展的解消を遂げることとなつた。

### おわりに

以上見てきたように、立教中学校においては戦後、生徒・教職員の「学校自治体」である学校市制の改革が三回にわたつて模索され、結果的に生徒自治組織である生徒委員会へと改組された。その一連の改革の背景にあるものとしては、①学制改革によつて中学校が五年制から三年制となつたこと、②学習指導要領改訂によつて、中学校に生徒全員参加の生徒会を作ることが示されたこと、③それら新制度や度重なる改革による混乱、などがあげられる。

組織について見ると、戦後、戦前の組織をほぼ踏襲するかたちで学校市制の執行機関・議決機関が復活しており、この点執行機関はなくなつたとする伊藤の指摘は正確さを欠いてはいるものの、①のような理由により執行機関が弱体化したことは想像に難くない。議決機関にし







でも、元来、一九二五年の「普通選挙の成立により、生徒たちに学校の中で自治訓練を行う必要性」<sup>(20)</sup>から創設された制度であるため、②に示されたような戦後の新しい風潮にはそぐわなかったことが考えられる。

以上、資料の制約から仮説の域を出ない部分も多々あるが、戦後の学校市制改革とその背景について述べてきた。今後さらに資料を集め、学校市の活動等を含め、可能な限り明らかにしていきたい。

#### 〈謝辞〉

本稿の執筆にあたっては、伊藤俊太郎氏より貴重な資料および証言をいただいた。また、立教学院史資料センター研究プロジェクト4研究員の方々からも、多くの助言をいただいた。この場を借りて御礼を申し上げる。

#### 註

- (1) 拙稿「研究ノート 立教中学校学校市制に関する一考察」(『立教学院史研究』第一〇号、二〇一三年、二六一―四七頁)
- (2) 「立教中学校二十世紀 十一、軌道に乗った新学制」(『いしずえ』第四〇号、一九九〇年)、「生徒委員会のあゆみ」(『いしずえ』第八号、一九五九年)、「自治活動のあゆみ」(『いしずえ』第十七号、一九六八年)
- (3) 前掲「生徒委員会のあゆみ」八六頁

- (4) 立教池袋中学校・高等学校史料室所蔵。一九四九年四月より五〇年九月までの記録については「週会記録」、五〇年一〇月以降の記録は「職員会議録」となっている。本稿では混乱を避けるため、双方ともに「職員会議録」と表記する。尚、四八年三月以前の記録は現存しない。

- (5) 戦前期の学校市制の組織については、『立教学院史研究』第一〇号二七頁の図を参照のこと。

- (6) 「学校市諸記録」一九四六年九月七日付(立教池袋中学校・高等学校史料室所蔵)

- (7) 「今年度第一回 中省市参事会開かる」(『立教新聞』第四号 一九四八年七月一日)。「立教新聞」とは、立教高等学校新聞部発行の生徒新聞であり、一九五三年に立教中学校新聞部が独自に『立教中学新聞』を発刊するまでは、中学校・高等学校双方の記事を掲載している。

- (8) 「論説 自治学園の確立を」(『立教新聞』第三号 一九四八年六月一日)

- (9) 「職員会議録」一九四九年七月二日付  
同前

- (10) 「市区制問題 当分は現状のまま、生徒の総意で方針決定」(『立教新聞』第二二号 一九四九年九月二日)。尚、本文中の漢字は新字に改めている。

- (11) 「現制の一部改正か 教職員委員で慎重協議」(『立教新聞』第二三〇号 一九四九年一〇月二〇日)

- (12) 立教中学校において部活動を統率していた組織。学芸部・運動部・宗教部からなり、その下に各部活動が組織されていた。学友会の成立年代は不明であるが、学校市制が設立された一九二六年には既に存在

1950	1949				年			
4月19日	4月6日	9月19日	7月11日	7月4日	5月30日	5月16日	4月12日	月日
市会組織(可決)・議長・市会議員、顧問教師——主事、チャブレン、教頭及各学年代表一名宛	市会組織ノ相談ヲ、ソノウチ行ヒタシ。	市費費値上ノ件(大沢事務局長提案)——学期百円又ハ五十円ノ案ガ出タガ、クラス費トノ間ニ使徒ノ重複スルモノ等モアルニ付、市制改革委員会ヲ木曜日、二時三十分ヨリ開催シテ改メテ相談スルコトトス。	第一学期ノ自治問題ヲ討論シ第二学期ヨリ如何ニ発足スベキカ(以下、クラス毎の意見あり)	第二学期ヨリ実施スベキ市制、ソノ他、自治組織ノ問題ヲ今学期中ニ解決シ置ク件(教頭提案、ハ次ノ職員会議マデニ纏メテ置クコトナル)	先生方ノ市制改革委員会ハ生徒ガ各クラスデ色々ノ部ヲ設ケテ、実施シテキル、状況ヲ、シバラク見テカラ、行フコトナル。	市制改革委員会——来週	市会・区会ノ運営を市・区会議員をして考究せしめ、尚之と平行して教師側からも委員をあげて考究すること	記事内容

【表】立教中学校「職員会議録」学校市制関係記事

- し、その後両者が并存する状態が続いていた。
- (14) 新制中学校の発足は一般的には一九四七年度であるが、立教中学校においては第四・五学年を新制立教高等学校に移行させる都合上、四八年度に新制への切り替えを行っている。
- (15) 前掲「立教中学校二十世紀」五六頁。尚、新制立教高等学校においては、学校市制は行われていない。
- (16) 「中学校の教科と時間配当」(学習指導要領一般編 試案)一九五

1951				5月22日
9月13日	9月5日	4月19日	4月12日	月日
団体行動が上手に行へる様直して行く。その指導法を先原案：この次の市会にはかり先輩方が激をとばす。早朝日で下校時の街頭指導(生徒委員による)月曜日の礼拝の時集合は各組、長が前二名、後一名つき行ふ	市会議員、区会議員及び評議員(一年のみ)の選挙を来週水旺午後より行ふ	市会職員三名(風紀)、区会議員一名(庶務) 一名(会計)他二名(衛生設備)	今学年は保健管理の面なども大いにやって保健班の如きものを作り同好会形式をつくつて活動してみたいと思ふが如何?それに対し高尾先生より区議員の中二名が保健にあたる様にしてあるからそれではよいのではないか、衛生委員を保健委員として委員会に直属させればよいとの意見あり	来週ノ月曜(日+玉)市会ヲ行フ。

- (17) 「一・二・三年の同一番号の学級に属する市会議員九名(一学年四学級)がなり、週間目標をかかへて、その実行の徹底を全校に促す。」
- (18) 前掲「自治活動のあゆみ」一六頁
- (19) 前掲「立教中学校二十世紀」五六・五七頁。
- (20) 「立教中学校自治制度改革案(生徒部原案)」(伊藤俊太郎氏提供)前掲拙稿 二九頁

1955		1954			1953			1952						
4月11日	2月3日	11月11日	9月4日	6月24日	4月8日	12月2日	9月4日	6月25日	2月26日	11月27日	7月3日	6月12日	5月1日	9月27日
生徒会・市会の件：水曜日の放課後	生徒会・市会の件：水曜日の放課後 便所の紙・鏡・カギ・カップ等をそなえて貰い度 うどんそばはゆるぎない パンも買いに行かず給仕の手許でまとめて購入する。	学生ホールの利用の件：不行儀な事もあり市会としては廻る。不意に各教室をみる 週番の件：市会の決定事項により週二回掃除当番をみて	役員改選：区会・市会両議員。来週、大掃除の日に行ふ。	原案 市会に報告 （週番の件）床、黒板、用具箱、机の整とんと机上のぞうさん。紙屑箱の中。机の中の紙屑等を検査する：大沢氏	来週役員改選 区会四名 市会三名 評議員一名	保田氏：区会市会議員の七名と月一回自分のクラスの生徒と懇談しているがこの様な事も考へてみた	役員改選 市区員七名	度い 組織と運営方法の報告 市会より生徒会委員を決定 評議員より生徒会委員を決定、便所のかぎをなをして貰い	〔市会報告〕 バッチの件 自由の場所につける	〔市会報告〕 区会を逃がさない様 充実をはかつて貰い度い、先生にもう少し厳格にして頂き度い。クラスを立派にするために高橋先生と懇談をしたたいとの要望あり	〔市会報告〕 区会を逃がさない様 充実をはかつて貰い度い、先生にもう少し厳格にして頂き度い。クラスを立派にするために高橋先生と懇談をしたたいとの要望あり	生徒会組織の件 委員数	生徒会組織の件〔図あり〕	市会の議題の件：昨日開催した市会（ポストンバツクの件、襟章の件、上衣をきる件、スエター着用件の件、教師側の挨拶の件） 生徒部関係として 生徒部自治会、学友会等の相互関係をはつきりしたいとの事でその結論が出たので報告〔図あり〕

1956	
10月25日	4月12日
〔生徒部報告〕 各クラスのホームルーム以外に学年会をつくり、市会に代るものとして生徒会委員会を作る	ホームルームの件：市会議員：議長・副議長、区会：企画委員、図書委員・保健委員は必ずおくこと。 市会日程：（四・二三）・（五・七）・（五・二一）・（六・一八）・（七・二）
9月3日	9月12日
役員改選の件 市会三名、区会四名	学校市会：毎月一回必ず行う
4月21日	4月21日
市会の決定事項の件：掃除の時間は放課後、一時間以内に完了のこと	

※ 1955年10月25日、1956年4月12日、1956年9月3日、1956年4月21日の市会決定事項の件は、上記の通りである。記事内容については極力原文ママとし、補足が必要な部分のみ（ ）で注記した。